

## 別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第6回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和7年11月6日(木)		
開催時間	午後2時09分 開会・午後4時20分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長) 氏名	会長 小泉 晋史 副会長 潮田 幸子		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	小泉 晋史、田中 克美、潮田 幸子、金澤 孝太郎、 大塚 佳之、諏訪 三津枝 (6名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	なし		
委員外出席議員等			
事務局職員職氏名	議会事務局長 谷 広明 議会総務課長 國島 清文 議会総務課主幹 藤平 美由紀 議会総務課副主査 星 圭也		
傍聴の可否 (傍聴者数)	可(1人)		
会議の内容	(議題) 1 審査結果報告書(案)について 2 その他		
	(決定事項など) 1 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号に反していると決定 2 鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第4項についての措置は、併せて講ず ることができるが、1つということで決定する。 その後、委員の多数決を行い 第1号 本議会における議長の注意が2名、 第2号 本議会における謝罪文の朗読が2名、 第4号 議員辞職勧告が1名、 第1号と第2号が同数となったため、会長決裁となり、第2号本議会にお ける謝罪文の朗読となった。 3 次回審査会は、11月20日(木)午前9時開催予定とする。 4 審査結果報告書の素案については、過去の例により作成し、正副会長に一 任する。 5 次回審査会の内容は、審査結果報告書(案)を作成する。		

(意見など)

1 審査結果報告書（案）について

①条例違反の存否について

・鴻巣市議会議員政治倫理条例に違反をしているか、していないかについて  
⇒情報漏えい、守秘義務違反に当たると考える。問題なのは織田前議長が4月24日の代表者会議終了後に、電話で話したことを認めるが、何が悪いのかくらいの話があった。そういう行為、考え方自体が、議長としてふさわしくないと捉えた。守秘義務違反、情報漏えいにあたることだと本人が感じていない。本人にわかつてもらうようにするのも一つの政治倫理審査会の考えではないか。

⇒議長の行為が例え善意であったとしても、議員は仲間だから守りたいという気持ちがあっても、議長としての守秘義務を守るということが、議長職の職務に課せられていると考える。また、注意喚起であったとしても、それ自体が本来あってはならないこと。これは守秘義務違反と捉えられ、鴻巣市議会の今後の在り方にも関わっていくと考える。

⇒議員同士が仲間かどうかは別の問題として、市民に誤解を与えない意味では、議長のとった行動は間違いではないと思うが、12月の定例会中に周知の事実はあったとしても、電話をかけたタイミングが警察からの書面にて問い合わせがあった後に電話をしている。行為としては少し議長の判断を誤つて電話をした行為であり、また、誰かに相談せず、1人の判断として行った行動は、議長としての範囲を超えている行為である。

⇒鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号では「市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」であるが、おそれのある行為はしないことということで、本人の認識が甘かったなという感じはいたしかたない。誰かに相談せず、単独でそういう行為をしたことが今回の問題である。今回の内容については、ヒアリング等で内容を確認して、物的な証拠があるわけではない。審査対象者と参考人の言っていることに食い違いがあるから判断できない。

⇒織田前議長は審査請求書の内容は認めているが、守秘義務違反と認識していない。また、物的証拠がないことから、記憶を呼び戻しながらの意見聴取であった。電話での話し手と受け手の感じ方の差があり、肝心要の部分が曖昧であるため、はっきりしたものでないので判断できない。

【結論】鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号に違反していると決定。

②審査対象者に対する措置について

・鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第4号には、措置を併せて講ずるよう決することを妨げないとあるが、第1号から第4号までにおいて、1つにするか、2つ、3つ、4つにするか。

⇒第1号から第4号までのうち1つでよい。

⇒第4号の1つでよい。

⇒第1号に引き続き、第2号の流れがわかりやすい。2つでもよい。

⇒第1号から第4号のうち1つでよい。

⇒第1号から第4号のうち1つでよい。

【結論】1つということで決定する。

・鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第1項第3号に規定する措置について、

どの措置に該当するか。

⇒証拠書類がないことから第1号本会議における議長の注意

⇒情報漏えいしたと織田前議長が思っていないことから第1号本会議における議長の注意

⇒問題なのは違反行為をしているのに善悪がわかつていないことであるから第4号議員辞職勧告

⇒議員及び議長は、秩序と信頼を守る義務を負っていることから、その行為は業務に対する認識の甘さから出てしまったのではないか。織田前議長は全く悪意があったわけではないとの主張から第2号本議会における謝罪文の朗読

⇒第1号から第4号までの中から選択をしなければいけないとすれば、第1号か第2号のどちらかが相当と考える。

【結論】委員の多数決により第1号本議会における議長の注意が2名、第2号本議会における謝罪文の朗読が2名、第4号議員辞職勧告が1名、第1号と第2号が同数となったため、会長決裁となり、第2号本議会における謝罪文の朗読となった。

#### 4 その他

- ・次回の審査会は、11月20日（木）午前9時から
- ・審査結果報告書の素案については、過去の例により作成し、正副会長に一任する。

配付資料	次第 鴻巣市議会議員政治倫理条例抜粋 鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程様式第8号
------	---

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。